

第24期宝塚市農業委員会

令和4年第3回議事録

(2022年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和4年3月18日

(2022年)

宝塚市農業委員会

第24期 宝塚市農業委員会 令和4年第3回議事録

1. 日 時 令和4年(2022年)3月18日(金)14時00分～15時20分

2. 場 所 宝塚市役所 特別会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

7番 塚本 俊昭	10番 林 五郎
2番 今里 浅一	8番 中西 惠子
3番 阪上 勝弥	9番 平井 公雄
5番 中西 瞳	12番 嶽 広行
6番 阪上 秀一	13番 篠木 秀夫

5. 欠席委員

1番 平塚 三郎、4番 山添 令子、11番 上田 健

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員 なし

8. 欠席農地利用最適化推進委員

1番阪上委員、2番辻井委員、3番東委員、4番福井委員、5番和田委員

9. 事務局

事務局長 藤田裕之、係長 木村晴彦 事務職員 鈴木恒、岡田優花里

10. 議 題

1 議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件

1 報告第67号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件

2 報告第68号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件

3 報告第69号 農地法第5条第1項第7号の規定を準用する一時転用の届出の件

4 報告第70号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の件

5 報告第71号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

6 報告第72号 認定電気通信事業による事業計画届出の件

令和4年 第3回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和4年3月18日

開会 午後2時00分

○林会長 第24期宝塚市農業委員会令和4年第3回総会を開会します。

本日は、新型コロナウイルス感染対策のため、人数を減らして開催しています。

本日は、1番平塚委員、4番山添委員、11番上田委員、推進委員5名が欠席ですが、第3回総会は成立しております。

本日の議事録署名委員は、3番阪上勝弥委員と8番中西恵子委員にお願いします。

事務局長が欠席のため、木村係長から諸般の報告をお願いします。

○林係長 (諸般の報告)

○林会長 報告は終わりました。何か御意見、質問等ありますか。

無いようなので、議案審議に移ります。

議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件。別紙のとおり、宝塚市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について意見を求められましたので、御審議願います。

1件目、届出地、境野字梨ヶ谷(地番)、地目は田、地積1,136㎡。貸主は(氏名)さん、借主は(氏名)さん、令和4年4月1日から中間管理機構を通じて10年間の貸借契約で22,720円となっております。

2件目、農地が3筆あり、長谷字蔵本(地番)の貸主は、(氏名)さん、長谷字蔵本(地番)、長谷字与二良風呂(地番)の貸主は、(氏名)さんです。地目は田、地積は1,843㎡、1,416㎡、1,120㎡。借主は(氏名)さんで、中間管理機構を通じた貸借です。令和4年4月1日からの10年間の貸借契約で、それぞれ18,430円、11,200円、14,160円の賃料です。

○林会長 地区担当の農業委員の意見を伺います。1件目、中西瞳委員。

○中西瞳委員 特に問題ありません。

○林会長 2件目、嶽委員。

○嶽広行委員 特に問題ありません。

○林会長 何か意見、質問等ありますか。特にないようでしたら、本件について採決いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、決定することといたします。続いて、報告事項に移ります。報告第67号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第67号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。

届出者は、(住所)、(氏名)さん。届出地は平井(地番)、地目は田、地積は1,416㎡。転用目的は露天駐車場51台分。造成期間は令和4年6月1日から20日間。水利組合及び隣地農地の同意書が添付。当該農地は、生産緑地でしたが、令和3

年12月21日に制限解除済です。

○林会長 地区担当の農業委員の意見を伺います。阪上勝弥委員。

○阪上勝弥委員 特に問題はありません。

○林会長 何か意見、質問等ありますか。無いようなので、報告第68号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第68号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。

1件目、譲受人、(住所)、(氏名)さん。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地は、南ひばりヶ丘(地番)と(地番)、地目はそれぞれ田と畑。地積311㎡と13㎡。転用目的は建売戸建住宅。造成期間が令和4年4月10日から30日間、建設期間は令和4年5月10日から90日間。施設の概要は木造瓦葺2階建4戸。面積は1戸当たり80㎡。権利の種類は所有権。水利組合の同意書が添付されています。当該農地は、令和2年12月24日付け都市計画審議会にて生産緑地の廃止が決定されています。

2件目、譲受人、(住所)、(氏名)さん。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地は、南ひばりヶ丘(地番)。地目は田。面積40㎡。転用目的は資材置場。造成期間は令和4年4月20日から30日間。建設期間は令和4年5月20日から10日間。権利の種類は所有権。水利組合の同意書が添付されています。

3件目、譲受人が(住所)、(氏名)さん。譲渡人が(住所)、(氏名)さん。届出地は、中筋(地番)。地目は畑。地積は694㎡。耕作者は阪上恵子さん。転用の目的は賃貸住宅の建設2棟。造成期間が令和4年8月1日から30日間、I期工事。令和5年4月1日から30日間のII期工事。建設期間が令和9月1日から200日間、I期工事。令和5年5月1日から200日間、II期工事です。施設の概要が軽量鉄骨造の2階建て。面積はA棟約400㎡。B棟約350㎡。権利の種類は所有権。水利組合及び隣接農地の同意書が添付されています。当該農地は、令和2年12月24日付けで都市計画審議会にて生産緑地の廃止が決定されています。

4件目、譲受人、(住所)、(氏名)。譲渡人が(住所)、(氏名)さん。届出地は、山本野里(地番)。地目は畑。面積は182㎡。耕作者は(氏名)さん。転用目的が戸建住宅2投。造成期間が令和4年4月1日から30日間。建設期間は令和4年10月1日から100日間。施設面積は1区画当たり約100㎡。権利の種類は所有権で、水利組合の同意書が添付されています。令和4年2月22日に生産緑地の制限解除になっています。

○林会長 地区担当の農業委員の意見を伺います。1件目と2件目、阪上勝弥委員。

○阪上勝弥委員 特に問題はございません。

○林会長 3件目、今里委員。

○今里委員 特に問題ないと思います。

○林会長 4件目、阪上秀一委員さん。

○阪上秀一委員 特に問題ありません。

○林会長 何か意見、質問等ありますか。無いようなので、報告第69号 農地法第5条第1項第7号の規定を準用する一時転用の届出の件を報告いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第69号 農地法第5条第1項第7号の規定を準用する一時転用届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定を準用する一時転用届出があ

ったもののうち、専決処分したものについて、報告します。

譲受人、(住所)、(氏名)。譲渡人が(住所)、(氏名)さん。当該場所は、切畑字芋生根東(地番)。地目は田、91㎡。切畑字辻ケ谷(地番)。地目は畑、45㎡の2か所です。転用目的は工事事務所の設置で、建設期間は令和4年3月21日から令和4年9月20日まで。施設の概要は軽量鉄骨造2棟。1棟当たり19.8㎡。権利の種類は使用貸借権。近隣の山林太陽光パネルの設置工事に伴う工事事務所の設置のために利用します。

○林会長 私の地区なので、現地調査等で感じたことを話します。小さなプレハブ事務所を建て、山に一面に太陽光パネルを貼る事業と思っております。他の地域で起きた地崩れ等の問題もありますが、市の許可も得ています。

何か意見、質問等ありますか。無いようなので、続いて、報告第70号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第70号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。

届出地は、口谷東(地番)と(地番)。地目はそれぞれ畑、地積は526㎡と647㎡。耕作者及び所有者は(氏名)さんです。転用目的は、農業用の機材置場・物置小屋。当該農地は、生産緑地のため、建築物は90㎡以下となっており、面積も問題ありません。

○林会長 地区担当の農業委員の意見を伺います。阪上秀一委員。

○阪上秀一委員 問題ありません。

○林会長 何か意見、質問等ありますか。無いようなので、続いて、報告第71号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願の件を報告いたします。事務局から御説明をお願いします。

○事務局 報告第71号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適応を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていたことを証明したので、報告します。

1件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成31年2月9日から令和4年2月7日。耕作面積5,811㎡。納税猶予農地、泉町(地番)、合計9筆。全て自作地で合計5,811㎡。証明年月日は令和4年2月7日。

2件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成31年3月16日から令和4年2月9日。耕作面積は4,693㎡。納税猶予農地、安倉北(地番)、合計10筆。全て自作地で合計4,693㎡。証明年月日は令和4年2月9日。

3件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成31年3月15日から令和4年2月9日。耕作面積は1,801.48㎡。納税猶予農地につきましては、小林(地番)、合計4筆。全て自作地で合計1,801.48㎡。証明年月日は令和4年2月9日。

4件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成31年2月6日から令和4年2月9日。耕作面積は411㎡。納税猶予農地、安倉西(地番)。自作地で411㎡です。証明年月日は令和4年2月9日。

5件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成31年2月5日から令和4年2月22日。耕作面積は1,899㎡。納税猶予農地、中筋(地番)、合計3筆。全て自作地で合計1,899㎡。証明年月日は令和4年2月22日。

6 件目、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成31年2月14日から令和4年2月15日。耕作面積は1,718㎡。納税猶予農地、安倉南(地番)、合計4筆。全て自作地で1,718㎡。証明年月日は令和4年2月15日。

○林会長 意見、質問等ありますか。無いようなので、報告第72号 認定電気通信事業による事業計画届出の件を報告いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第72号 認定電気通信事業者による事業計画届出の件。別紙のとおり、認定電気通信事業者から事業計画の届出がありましたので、報告します。

譲受人、(住所)、(氏名)。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。場所が波豆字湯谷東掛(地番)。地目は田。地積は911㎡のうち2.25㎡。耕作者は(氏名)さん。転用目的は携帯電話基地局の設置。造成期間、建設期間が令和4年5月31日までの60日間でございます。面積は2.25㎡。権利の種類は賃借権。波豆自治会、波豆農会長の同意書が添付されており、隣地農地及び耕作者の同意書が添付されています。

○林会長 地区担当の上田委員が欠席のため、事務局から報告をお願いします。

○事務局 意見はないと聞いております。

○林会長 何か意見、質問等ありますか。無いようなので、以上で本日の議案1件、報告6件について審議等は終了しました。

これをもって、令和4年第3回の総会は閉会します。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

10番(会長) 林 五 郎

3番 阪 上 勝 弥

8番 中 西 恵 子